

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画」の策定について

6月24日、地球環境保全に関する関係閣僚会議において、残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画が了承されました。今後、本国内実施計画に基づき、関係省庁一体となって、POPsの排出削減、適正処理、環境監視、国際協力などに取り組みます。

我が国は、平成14年8月30日、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」を締結しました。同条約第7条により、締約国は、条約の義務を履行するための国内実施計画を、条約が自国について効力を生ずる日（我が国の場合は、条約発効日である平成16年5月17日）から2年以内に締約国会議に提出し、その実施に努めることとされています。また、同条約第5条(a)により作成が求められている、ダイオキシン等の非意図的生成物質に関する行動計画についても、国内実施計画の一部として実施することとされています。

本計画の策定作業は、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約関係省庁連絡会議（環境省、内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省で構成）で行いました。連絡会議では、平成17年5月27日に計画原案を公表し、2週間の間、国民の皆様から広く御意見を募集し、いただいた御意見を踏まえて、計画案を確定しました。そして、6月24日の地球環境保全に関する関係閣僚会議に計画案を提出し、了承されました。

本国内実施計画では、残留性有機汚染物質に係る以下の諸施策を記載しています。

- ・意図的な製造及び使用から生ずる放出の削減等の措置
- ・意図的でない生成から生ずる放出の削減等の措置
- ・在庫及び廃棄物から生ずる放出の削減等の措置
- ・上記の基盤となる施策（環境監視、国際的取組、情報の提供、研究及び技術開発の促進等）

今後、本国内実施計画を英訳の上、速やかに締約国会議に提出いたします。なお、条約事務局によると、先進国の中では、今のところ国内実施計画を提出した国はないとのことです。

本条約の義務の履行に際しては、今回策定した国内実施計画に基づき、関係省庁とも連携して進めていきます。

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 に基づく国内実施計画の概要

我が国は、平成14年8月30日、「残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約」（条約）を締結した。条約第7条により、締約国は、この条約に基づく義務を履行するための国内実施計画を締約国会議に提出することとされている。今般、地球環境保全に関する関係閣僚会議において了承された国内実施計画の概要は、以下のとおりである。

なお、本計画案は、条約第5条(a)により作成が求められている、ダイオキシン等の非意図的生成物質に関する行動計画も含んでいる。

第1章 はじめに

条約制定以前から我が国において採ってきたPOPs対策の経緯（第2節）
条約制定への貢献及びこの実施計画の策定の経緯（第1節、第3節）

第2章 我が国の状況

我が国の人口、政治形態、経済社会等の我が国の概要（第1節）
既に法令等により措置済みの事項、POPsに係る施策の実施状況等（第2節）
条約対象物質の環境モニタリング結果（第3節1）

- 多くのPOPsの環境中濃度については長期的な減少傾向。
- 国及び地方公共団体が調査した結果、ダイオキシン類はほとんどの地点で、PCBについては全地点で環境基準を達成。

これまでの対策の有効性の評価と課題（第3節2）

- 意図的に製造されるPOPsについては国内の環境中濃度が問題となるレベルではなく、今後、在庫、廃棄物等の対策が課題。
- ダイオキシン等の非意図的生成物質については対策の効果が表れており、今後とも着実な排出抑制対策の推進が重要。

第3章 具体的な施策の展開 - 国内実施計画の戦略及び行動計画要素

（1）総論

基本的考え方（第1節）

- 諸外国、諸機関と協力し、POPsがそのライフサイクルのすべての段階で引き起こす悪影響から人の健康及び環境を保護するための施策を推進。
- 開発途上国等における化学物質管理能力の強化、効果検証のためのモニタリング等に積極的な役割を果たす。
- POPs条約規制対象物質の追加等を国際的に協調して推進。

実施計画の効果的実施（第2節）

- 関係省庁が緊密な連携を図り、各種施策を総合的・計画的に実施。
- 地方公共団体、事業者、国民の連携・協力が肝要。
- ダイオキシン類削減計画等の他の計画と整合性を確保、緊密に連携。

(2) 製造等の規制、排出削減、適正処理等の具体的措置

製造、使用、輸入及び輸出を防止することを目的とした規制措置（第3節）

- 化学物質審査規制法、農薬取締法、薬事法、外国為替及び外国貿易法等の法令に基づく製造等の規制を引き続き着実に実施。

非意図的生成物の排出削減のための行動計画（第4節）

- ダイオキシン類の排出インベントリー、ダイオキシン法に基づく削減計画で設定した2010年での削減目標（2003年排出量から約15%減）を掲載。
- このため、排出基準の遵守、廃棄物の発生抑制等の取組を推進。また、条約に基づき、利用可能な最良の技術（BAT）及び環境のための最良の慣行（BEP）の利用を促進等。
- ヘキサクロロベンゼン（HCB）及びPCBにつき、排出インベントリーを掲載。ダイオキシン類行動計画による措置等により、これら物質の排出削減を図る。

PCBの廃絶のための取組（第5節）

- PCB廃棄物処理基本計画に基づく、PCBを含有する機器及び廃PCB等の保管量、発生量、処分量の見込みを掲載。同計画に基づき広域処理施設の整備、適正処理等を推進。

在庫及び廃棄物を特定するための戦略並びに適正管理及び処理のための取組（第6節）

- 埋設農薬及び廃クロルデン類については、特定された在庫量を掲載。適正な保管、処理技術の開発を推進。確認された処理技術を用いて適正処理を推進。
- ダイオキシン等に汚染された廃棄物については、化学物質排出移動量登録制度により把握。廃棄物処理法に基づき、事業者により適正処理。
- ダイオキシン類を含有する農薬について、農薬製造業者による適正処理を推進。

汚染された場所を特定するための戦略（第7節）

- ダイオキシン法に基づき、ダイオキシン類による土壌汚染、底質汚染の状況を把握、浄化技術を開発するとともに、土壌汚染対策地域指定と対策計画の策定・実施、底質除去事業等を推進。
- PCBによる土壌汚染について、土壌汚染対策法に基づく地域指定等に対応し、必要に応じ対策を実施。PCBを含む底質の除去対策は終了。

条約附属書掲載物質以外の残留性有機汚染物質への対応（第8節）

- 化審法、農薬取締法及び薬事法により、条約対象物質以外でも毒性及び難分解性等をもつ化学物質の製造等の規制を着実に実施。

(3) 各種措置の基盤となる施策

環境監視のための取組（第9節）

- すべての条約対象物質につき、高精度で環境モニタリングを実施。

国際的取組（第10節）

- 専門家の派遣、研修員受け入れ等の技術協力を推進。
- 地球環境ファシリティを通じ、条約の実施のための資金供与。

- 東アジア地域の POPs モニタリングのための協力体制を構築。
- 有害廃棄物の越境移動に関するバーゼル条約等、関連する条約と連携。

情報の提供（第 1 1 節）

- 利害関係者との協議、パンフレット、インターネット等を通じた広報活動を推進。

研究及び技術開発の促進（第 1 2 節）

- モニタリング、分析、モデル開発、健康影響、環境影響、社会影響、排出抑制技術、無害化技術等について、研究及び技術開発を促進。

第 4 章 国内実施計画の実施状況の点検と改定

- 締約国会議で決定される条約の実施状況報告の間隔に合わせ、関係省庁連絡会議において本計画の実施状況を点検。
- 条約対象物質の追加、国内の関連する計画の改定、その他環境の状況や社会経済の変化に対応し、必要に応じて、関係省庁連絡会議において計画を改定。